私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援 に関する実証事業(平成 29 年~令和 3 年)

- ○令和元年7月 | 日現在、私立の小学校、中学校、 義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)に通っている児童生徒が 対象です。
- ○年収 400 万円未満(※)かつ資産保有額 600 万 円以下の世帯が対象です。
 - ※父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安 であり、家族の状況等により異なります。詳細は各都道府県 又は学校から配布される申請書類をご覧ください。
 - ※本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならないことがございます。
- ○年額 10 万円を支援します。
 - 学校が代理受領し、授業料が減額されます! 注:授業料等の金額が 10万円を下回る場合、授業料等相当額まで支援。
- ○文部科学省が実施する調査にご協力いただきます。
 - 支援を受けるための条件となります!

令和元年 6~7 月頃、各都道府県又は学校から、申請に必要な書類などについて、ご案内があります。

